

●香川県告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称等の変更について次のとおり届出があった。

令和5年4月18日

香川県知事 池田豊人

変更年月日	名 称		所 在 地
	変 更 前	変 更 後	
令和5年3月1日	沖津眼科クリニック	ふじみ眼科・内科クリニック	坂出市富士見町一丁目1番11号